

櫛田川流域委員会の公開について（案）

1．会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開とする。
- (2) 審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影は、冒頭の委員長の挨拶までとする。
- (3) 会議の一般傍聴は、自由とする。ただし、会議の審議中に一般傍聴者の発言は取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問については、会議後、事務局において対応する。
- (4) 会議の開催案内は、事務所ホームページの掲載や記者クラブへの情報提供等により行う。

2．会議資料の公開、報道機関の取材への対応

- (1) 会議資料や議事要旨は、原則として事務局より公表し、閲覧できるようにする。その方法は、事務所ホームページに掲載するとともに、事務所で閲覧できるようにする。
ただし、個人のプライバシー、団体の利害に関する資料、重要な希少種の位置情報に関する資料等については非公開とする。
- (2) 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員長による記者会見を行う。

3. 会議の傍聴

下記の案内を配布することとする。

- (1) 会議を傍聴する方は、会場に入室する前に、受付にて必要事項(氏名、住所)をご記入下さい。
- (2) 会場には傍聴席を設けますが、満席となった場合は、入室をお断りすることがありますので、ご了承下さい。
- (3) 傍聴される方は、会場において次の事項をお守り下さい。お守りできない方は、退室していただくことがあります。

会議における発言、可否の表明、拍手などは、ご遠慮下さい。

私語や携帯電話での通話は、ご遠慮下さい。

プラカード、はちまき、腕章の類などは、ご遠慮下さい。

写真やビデオ撮影などは、指示に従ってください。(原則として会議冒頭の委員長の挨拶までです。)

そのほか、会議の妨げとなるような行為は、ご遠慮下さい。

- (4) 会議において、議事の非公開が決議された場合、又は委員長が退室を命じた場合は、傍聴できませんので、速やかに退室をお願いします。
- (5) その他、事務局の案内に従っていただくようお願いいたします。